



鹿沼市告示第49号

鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例（令和5年鹿沼市条例第33号）第7条第1項の規定により大芦川流域環境保全区域を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月4日

鹿沼市長 佐藤



区域の範囲	指定期間	禁止する時間	備考
東大芦川及び露平川の河川区域並びに大芦川の上流端から鹿沼市引田地内くねのばら橋の橋脚の下流端までの河川区域であって、別紙に示す区域	令和6年5月3日から同月6日までの期間及び同年7月6日から同年9月30日までの期間	午前零時から午後12時まで	別図に示す区域にあつては、午後5時から午前8時までに限る。
鹿沼市引田地内くねのばら橋の橋脚の下流端から鹿沼市下沢地内大関橋の橋脚の下流端までの河川区域であって、別紙に示す区域	令和6年5月3日から同月6日までの期間及び同年7月6日から同年9月30日までの期間	午後5時から午前8時まで	別図に示す区域にあつては、午後零時から午後12時までとする。